

吹田市成年後見制度利用促進検討会議設置に至るまでの経緯

<国>

平成 28 年 5 月：成年後見制度利用促進に関する法律施行

下記 2 点を国から求められている。

- ① 市町村は成年後見制度利用促進計画を策定すること
- ② 成年後見制度に関する相談窓口を設置するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切な支援につながる地域連携の仕組みを構築すること

平成 29 年 3 月：成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定

中核機関の具体的な役割について、下記の 5 つの機能が提示され、段階的・計画的な整備が求められている。

- ① 広報機能、② 相談機能、③ 成年後見制度利用促進機能、④ 後見人支援機能
- ⑤ 不正防止機能



<吹田市>

- ・第 4 次吹田市地域福祉計画を策定し、その計画に内包させる形として成年後見制度利用促進計画を策定。
- ・吹田市においても、成年後見制度の認知度を向上させるとともに、制度を必要とする人が制度を正しく理解し利用でき、また本人を中心に捉えた意思決定支援が行えるよう地域連携ネットワークを構築する必要があることから、中核機関立ち上げに向けた検討会議を設置し、その会議の中で中核機関に必要な機能や運営方法について検討を進める運びとなる。